

入札監理小委員会
第638回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第638回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年9月24日（金）13：17～14：16

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○豊川用水二期用地補償支援業務（独立行政法人水資源機構）

3. 次期事業開始時期変更の報告

○国民公園の維持管理業務（皇居外苑）（環境省）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

関野主査、梅木副主査、柏木専門委員、加藤専門委員、宮崎専門委員

（独立行政法人水資源機構）

技術管理室		北牧室長
		河野次長
技術管理室	契約企画課	鈴木課長補佐
用地管財部		松本次長
用地管財部	用地補償課	敷根課長
		高橋主査

（環境省）

自然環境局	皇居外苑管理事務所	中村所長
		二戸次長
		佐藤庶務科長
自然環境局	総務課	齋藤課長補佐

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第638回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、豊川用水二期用地補償支援業務の実施要項（案）について、独立行政法人水資源機構用地管財部松本次長より御説明をお願いしたいと思います。

○松本次長 用地管財部次長の松本より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、今回審議いただきます業務と、それからこの業務を実施いたします事業の概要を簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料のほうは右上に資料A-3と記載されています、カラーのA4横判の資料を見てくださいなのですが、ございますでしょうか。この資料の右半分には、豊川用水二期事業の概要というものを記載させていただいております。豊川用水は愛知県のかかなり広範囲にわたって、もう既に敷設されている水路でございまして、長野県の境辺りを水源のエリアといたしまして、そこから水路を延々と通しまして、末端は渥美半島先端のほうまで届いているような、幹線の水路だけでも全長で140キロ弱ぐらいある、非常に長い水路となっております。この水路自体は昭和40年代の前半に完成いたしまして、現在、農業用水ですとか工業用水、それから水道用水等を供給いたしております。

今回のこの豊川用水二期事業と申しますのは、老朽化いたしました用水施設の水路機能の回復、それから大規模地震対策を実施する事業でございまして、現在は令和12年度完成を目指して鋭意進めている事業でございます。

資料の左側のほうに、今回御審議いただきます豊川用水二期用地補償支援業務の業務内容を記載させていただいております。この業務は、先ほど説明しました二期事業の円滑な実施を目的といたしまして、事業に必要な土地の取得ですとか、それからその取得に伴いまして発生する損失の補償等を行う業務ということになっております。用地の調査、測量等から始まりまして、補償額を算定するとか、それから地権者の方と協議、契約、また登記の手续といった一連の用地補償業務を行う内容となっております。

業務の概要は以上でございしますが、続きまして、実施要項について御説明をさせていただきたいと思います。この業務の市場化テストにつきましては前回からの継続案件でございますので、変更箇所を赤字見え消しで表示いたしております。右上に資料A-2と記載されている資料、こちらを使って御説明させていただきたいと思います。主な変更点について説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

資料をめくっていただきまして、右下のほうに分数形式で通し番号が打ってございます

ので、まずは194分の5というページをお開きください。真ん中辺りに赤字見え消しで修正箇所がございますが、ここの修正に関しましては、業務の実施に当たりまして、パソコン、それから製図用のソフトであるCAD、これが必須になるような業務の内容のものですから、従前は、このパソコン、それとCADソフトを、機構が用意したものを民間事業者に貸与いたしまして、使用していただいております。それを今回は、民間事業者自らに用意していただくということに改めているところでございます。

この194分の5ページにはソフトの関係を記載しておりまして、若干ページをおめくりいただきまして、194分の9というページからその後ろにかけて、パソコンに関しても事業者のほうで御用意いただくということで、そのパソコンの仕様も含めて記載されている箇所になります。

次に194分の11のページをご覧ください。上段に貸与品の表が記載されています。

今回の変更といたしましては、この表の下に2つ赤字がありますが、新たにコピー機、それから調査・測量器具、この2種類について機構のほうから貸与するという追加いたしました。

次に194分の13のページを御覧ください。真ん中やや上のほうの(5)というところで変更がございます。従前は配置する管理責任者と、それから補償技術者、その双方とも業務開始時点で雇用関係にあること、これを条件といたしておりましたが、今回は補償技術者のほうの条件を除外いたしまして、管理責任者のみこの条件を付したということで変更いたしております。

また、このページの下の方に、3の2、中立公平性に関する要件ということで追加記載がございます。この変更は、実は今回の市場化テストの趣旨で変更したのではなくて、機構全体として統一いたしました変更でございまして、内容としては、業務の形態の性質上、同じ時期に同じ事務所からの発注の工事の業務と重複しないように図ったという内容でございます。

次に194分の14のページを御覧ください。ここの下の方に3の4で、配置予定管理責任者の要件を記載してございますが、従前はこの要件を、補償に関する業務について3年以上の指導監督的実務の経験を有する者というふうにしておりましたが、これを緩和いたしまして、その3年以上ですとか指導監督的といった要件を外しまして、単純に補償に関する業務の経験があればそれでよいですということで条件緩和をいたしました。

次に194分の15のページを御覧ください。15から、その次の194分の16にか

けて、赤字の変更記載がございます。ここでの変更は2点ございます。

1つは、従前の技術点では、補償技術者の有する資格等で評価をいたして点数を付与しておりました。実は前回の市場化テストの中で委員の先生からの御指摘もございまして、技術者の確保が困難で支障となっているのであれば、この評価条件を緩和すべきだという御意見をいただきました。それを踏まえて、前回、複数の補償技術者のうち、当初は一番点数の低いもので評価するというを、一番点数の高いもので評価に変更した経緯がございます。

今回は、補償技術者の評価自体を廃止いたしました。したがって、入札参加時、この申請書を出していただく時点で、配置を予定する補償技術者を特定する必要がなくなりましたので、業務開始時点までに技術者を確保できればよいということで、時間的な余裕も生まれ、応札がしやすくなることに寄与するものと考えているところでございます。

それから2つ目の変更点、これは実は市場化テストにおける変更ではなくて、これも機構全体としての制度変更で追加となったものです。内容といたしましては、総合評価の一環として、業務への取組姿勢について点数を付与して、履行の確実性を確認していくということになるのですけれども、これは先ほど申しましたとおり、機構全体の業務発注の変更ではございますが、この取組によって、価格のみで受注するようなケースに制限がかかることになるかと考えておりますので、今回の市場化テストを受けるこの業務に関しても、適正な受注に寄与することになるものと考えてございます。

この2つの変更に関する記載につきましては、資料の194分の17から194分の20というページにかけて、かなり赤字の変更があるかと思いますが、この部分が今御説明した内容で仕様が変わる部分となっております。

次に、資料を少し戻っていただきまして、194分の16というページを御覧ください。

(4)のスケジュールでございまして、前回の市場化テストで、技術者を準備する期間を確保するというので、入札の受付手続を約1か月ほど前倒したところでございまして、今回は従前よりもさらに前倒しをするということで、スケジュールの変更をさせていただいております。これにより、技術者の確保の準備期間、こういったものに余裕が持てるのではないかと考えているところでございます。

この実施要項の変更に関しまして主な部分は以上なのですが、最後にもう一点、ここの記載はないのですが、取組といたしまして、現在機構として考えていますのは、業務発注に関しまして、この情報が十分浸透するように、関係する業界団体等へ積極的な情

報提供も併せて実施していきたいというふうに考えているところでございます。

甚だ簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○加藤専門委員 御説明どうもありがとうございます。今の資料の194分の14、修正した配置予定管理責任者の要件のところですが、①の補償に関する業務の1件以上というものと、「かつ」の後の（B）の実績、補償に関する業務について7年以上の実務経験を有する者、これは何が違うのですか。

○松本次長 御質問ありがとうございます。

最初に定義しています補償に関する業務というのは、後ほど定義が出てくるのですけれども、要は今回で発注するようなこういった支援業務、これと同等の業務というものに限定いたしております。後から出てくる（B）のほうの経験を有する者というのは、ここに書いてあるとおり、（B）の公共事業の実施に伴う補償に関する業務について7年以上の実務経験ですので、こういった今回のような支援業務に限らず、用地補償業務に携わった経験が7年以上あるということで、例えば発注者側の公の立場、公共事業者の立場で携わっていても、これは該当するというようなことで、そういった使い分けをさせていただいております。

○加藤専門委員 ①に記載している補償に関する業務というのは、その下にある同種業務で定義しているということですか。

○松本次長 そうです。同種業務ですね。同種業務がその次のページに出てまいりますけれども、簡単に言いますと、今回発注するようなこういった公共事業に対する支援をするような業務。

○加藤専門委員 （B）にはそれが含まれないということなのですね。何が言いたいかというと、（B）に①の要件が含まれている業務があるとする、それで7年以上経験していたら、それは1件以上の経験はあるということになって、何か両方書く必要があるのかなということが分からなくて、①で対象とする業務の中に、（B）で対象とする業務が入っていないということですね。こういう状態で成立しているということですね。

○松本次長 入っておりません。（B）のほうはあくまでも公共事業に携わる立場で経験があるということですので、受注者の立場ということとはまた異なります。

○加藤専門委員 間違いなくそれが読み取れるのですね。分かりました。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 同じく194分の15で、この要件は①または②となっております、②のほうに補償コンサルタント登録規程における登録を受けている者という記載があるのですが、参考までに、この国土交通省の定める補償コンサルタント登録制度に基づいて登録されている業者というのはどの程度あって、今回のこの案件に応募できそうな業者がどれくらいあるかというのは、何か把握されているのでしょうか。

○松本次長 御質問ありがとうございます。

この国交省が認定しています補償コンサルタント登録に登録されている企業は、約2,500社ございます。このうち私どもの業務に参加する資格といたしますか、私どものほうに登録いただいている業者が1,800社ございますので、数としては相当の数でございます。

○宮崎専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤専門委員 194の15の注2を見ると、①(B)に記載する業務というのは、注1の業務、つまり①の業務も含むのですよね。そうなってくると、その業務に7年以上の実務経験があれば、1件以上の実績というのはあるのではないのですか。実務経験と実績の意味が違うということですか。

○松本次長 ありがとうございます。

先ほどの私の説明も少し間違いがございまして、今委員がおっしゃるとおり、注2に記載されているとおり、①も加えですから、①も当然該当しますので、①の同種業務で7年以上あれば必然的にもう(B)の要件を満たすということになります。

○加藤専門委員 もともとは7年以上の経験があつて、かつ指導監督的実務を求めていたのが①ですよね。その指導監督的業務というのをやめた時点で、もう「かつ」の前のは要らなくなるのではないですか。結局(A)または(B)を有する者になる。それとも縛るのか。これは分からないですね。実績が欲しく、資格を持っているか、実績があるか。

○松本次長 松本がお答えしますが、(A)の資格だけでも該当してしまいますので、(A)か(B)かにしてしまうと、結果的に(B)の経験がなくて、(A)だけで補償の業務実績が全くない方ということなので、あくまでもまずは補償に関する業務、同種業務の実績があつて、かつ(A)の資格を持っているか、あとは(B)の実績がある。

○加藤専門委員 資格を持っていなくても長ければ良いという意味なのですね。

○松本次長 そうですね。(B)だけでも。

○加藤専門委員 分かりました。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。1点お聞きしたいことがあるのですが、入札参加者が少ないということで、水道業界も技術者がいなくてなかなか大変というのは私も存じ上げているのですが、これまでも入札に参加していただくようにいろいろなことなさっていたと思うのですが、次回に当たりまして、入札者を増やすために、何か考えていらっしゃる具体的な方策みたいのがありましたら教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○松本次長 御質問ありがとうございました。

私は先ほど最後に、やはりこういった業務の浸透が必要だと思って、関係業界への周知ということを中心に御説明しましたが、具体的には、メールマガジンなどを用いて、関係する業者に、こういった業務がありますということの周知を図ったりですとか、あとはコンサルタント協会みたいなものがございますので、そういったところのホームページに私どもの業務の紹介などを載せていただくようお願いをしますとか、ちょっとまだ考えている段階で、これからお願いしていくことになるのですけれども、そういったことを積極的にすることで、業務周知を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

○柏木専門委員 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、まずはそういう事業があるということをしてできるだけ知っていただいたほうが良いと思うので、この受託事業者も良い事業者だと思うのですが、より透明性を高めた形で事業者を決定していくと良いと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○松本次長 どうもありがとうございます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。最初に説明されたところで、パソコンとCADの話ですけど、貸与から自分で用意するということですが、これが緩和につながるのかなというのが疑問です。

あともう一つ、自分で用意すると当然契約額は高くなりますよね。それはどのようにお考えになったのでしょうか。

○松本次長 御質問ありがとうございます。

従前、パソコン、それからソフトに関しましては、機構のほうがもう仕様から何から決めてしまって、こちらで貸与して、もうこれを使ってくださいという限定だったのですが、今後は受注する民間事業者が独自で、端的に言えば自分たちの一番使いやすいも

のを御用意いただいて、それで効率よく業務をやっていたほうが裁量も広がるだろうなという考え方の下、緩和をさせていただいたという考え方になっております。

費用に関しましては、民間事業者のほうに用意いただきますので、積算の中でそれに必要な経費は見ておりますから、そういう意味では、その分受注額が上がる可能性はあるとは考えているところでございます。

○関野主査 これは業者から何か要望があったとか、そういうことではないのですか。

○松本次長 いや、そういうことではございません。もうちょっと言いますと、機構全体でこの業務に限らず、そういったほうが裁量も広がるので良いのではないかという動きもございまして、この業務以外でも、今までこちらから貸与していたものに関して、事業者さんのほうで独自に、自分で選んで持ってきていただくような流れに今なっているところでございます。

○関野主査 分かりました。何か不平があるとか、または機構のパソコンとかCADが古いから使いづらいという苦情があったとか、そういうことでもないのですね。

○松本次長 明確に苦情があったようなことはありません。

○関野主査 では緩和かどうかは分からないけれど、機構としてはそのように判断したということで理解いたしました。

○松本次長 すみません、申し訳ありません。ちょっと今担当のほうに確認しましたら、やはり業者の中で、機構から借りたパソコンの動きがちょっと遅いとか、そういった話が出ていたようです。すみません、ちょっと私が把握していなかったようで申し訳ありませんでした。

○関野主査 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 加藤委員が御質問された点は、機構の回答で納得いただいたということでよろしいでしょうか。

○加藤専門委員 はい。理解しました。

○事務局 では、ほかにはございません。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したのものとして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の

作成につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関野主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員の先生にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○松本次長 ありがとうございました。

(独立行政法人水資源機構退室)

(環境省入室)

○事務局 続きまして、国民公園の維持管理業務(皇居外苑)の次期事業開始時期変更について、環境省自然環境局皇居外苑管理事務所、中村所長より御説明をお願いしたいと思います。

○中村所長 環境省皇居外苑管理事務所長の中村です。よろしく願いします。

市場化テスト「皇居外苑維持管理業務」事業開始時期の変更について御説明いたします。お手元にごございます資料2に沿って、概要から御説明させていただきます。

まず、令和3年の基本方針におきまして、市場化テスト「皇居外苑維持管理業務」の実施時期ですが、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、対象範囲は、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各事業が記載されております。

環境省で同事業を令和4年4月より開始するため、実施要項の案を入札監理小委員会にて御審議いただくように準備を進めていたところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きいことから、市場化テストの適正な開始時期について、省内において検討を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者への影響につきまして、国内においてワクチンの接種が進んでいるものの、一方で変異株による世界的流行が起こっていることから、訪日外国人客が減少している状況が続いております。また国内におきまして4次にわたる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出による人流の抑制や都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛措置等により、皇居外苑を観光目的で訪れる入り込み客数は、この1年で著しく減少している状況にあります。

このような中、当方の管理業務も著しく大きな影響を受けております。それが収益事業でして、収益事業の飲食施設等の運営に不採算化が生じております。収益事業と位置づけられる楠公レストハウス、北の丸フォレスト及び売店の運用につきまして、令和2年度の閉鎖期間は約5か月にわたりました。また令和3年度に入ってから、まん延防止等措置期間及び緊急事態宣言下において、施設の閉鎖や営業時間の短縮の対応は引き続き行っています。

このような状況を受け、コロナ禍以前の飲食施設等における収入額ですが、平成30年度及び令和元年度につきましては、3億円を超える金額で推移してまいりましたが、令和2年度においては約2,800万円となり、必要経費を差し引いた時点で収支はマイナスになり、収益が全く見込めない状況となっております。

また、駐車場の運営管理についても同様なことが生じており、駐車場の運営管理につきまして、令和2年度において約2か月間の閉鎖があり、令和3年度に入ってから、緊急事態宣言下におきまして、施設の閉鎖や営業時間の短縮などの措置は継続して行っている状況でございます。

そのため利用状況は、平成30年度及び令和元年度には、全体でそれぞれ6万台を超えるツアー利用客があり、そのうち海外からのツアー客の台数が4万台を超える状況でしたが、令和2年度においては、全体でツアー客の利用は約500台にとどまっており、そのうち海外からのツアー利用客は僅か6台となっております。コロナ禍以前と比較すると0.01%の利用状況となっており、このような状況は令和3年度に入ってからずっと続いています。

駐車場における収入額は、平成30年度及び令和元年度は1億9,000万円を超える額で推移してまいりましたが、令和2年度は約7,000万円となっており、固定費等の必要経費相当を差し引いた時点で収支はマイナスとなっており、飲食施設と同様、収益が全く見込めない状況となっております。

このようなことから、市場化テストの適正な開始について検討をしてまいりました。業務実施による利潤が得られる見込みがないことから、民間企業による競争参加が見込めない状況となっており、本年度中に市場化テストに向けた手続を実施したとしても、競争環境をつくり出すことで公共サービスの質の向上と経費削減を目指す市場化テストの本来の目的を達成できない蓋然性が極めて高い状況と思われまます。

また、仮に収益事業を分離した場合、維持管理業務単体での競争まで成り立つ余地がな

いとは言えないものの、皇居外苑全体の維持管理費用を含めた経費の削減という市場化テストの目的の達成は困難な状況であると思われます。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた見通しが立ち、正常な状況下で競争参加が見込まれる時期から、皇居外苑全体として市場化テストを開始することが適当と考えておりました、収益業務を含めた皇居外苑維持管理業務の開始を1年間延期することが適当だと考えている次第でございます。

なお、市場化テストの開始を1年間延期することとお認めいただいた場合は、維持管理業務につきましては、現行の契約者である（一財）国民公園協会と随意契約を予定しています。

続きまして、市場化テストを延長した場合の予定ですが、令和4年の4月に実施要項の案を提出、同年6月に入札監理小委員会で御審議をいただき、7月にパブコメを実施、9月に入札監理委員会の御審議をいただき、10月に入札の手続を行いたいと思っております。また、翌年1月に落札者が決定後、業務の引継ぎを行い、令和5年4月に市場化テストの事業を開始とさせていただければと考えております。

また、本日時間の関係で詳しく御説明できませんが、お手元に資料B（非公表）をお配りしております。資料B（非公表）は、収益施設の3年間の収入・利用状況について、あるいは駐車場・飲食施設の閉鎖期間について表でまとめたもの、また皇居外苑コロナ前後のインバウンドの利用状況についてとりまとめた資料と、訪日外国人旅行者数の資料をご用意しております。

最後、参考といたしまして、今御説明した駐車場、あるいは飲食施設と皇居外苑の位置を示したものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきたいと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました件につき、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

○梅木副主査 御説明どうもありがとうございます。コロナで飲食業界が大打撃を受けている中で、こちらの公共の施設も非常に厳しい状況であることをよく理解できました。市場化テストの開始を1年延期するという点については、問題なく、そうせざるを得ないと理解しております。またその際には市場化テストの対象を、今回御報告いただいたレス

トラン、売店、駐車場だけでなく、皇居外苑維持管理業務全体に広めた上で実施したいお考えということであり、そのほうが良いのではないかと考えます。

私からの質問は1点、いただいた資料B（非公表）を拝見したところ、令和2年度の段階で、こちらのレストラン、売店、駐車場で、運営経費差引前の残高で赤字が出ていると報告されております。令和3年も既に9月に入っておりますので、同様の状況ではないと思うのですが、運営経費をさらにここから差し引くと、赤字の金額がもっと大きくなっているのではないかと思います。令和2年、3年と赤字が想定されますが、この赤字を補填するような財源というのは、こちらの事業についてどのように確保されているのかを教えてくださいてもよろしいですか。

○佐藤庶務科長 質問内容を念のため、確認させていただきたいのですが、令和2年について、運営経費を差し引く前において既に赤字が生じているという点について、どのような補填を行っているのかという御質問と捉えてよろしいでしょうか。

○梅木副主査 はい。そうです。

○佐藤庶務科長 そちらにつきましては、現状環境省としては救済する措置を取ることができておらず、今まで運営を行っていた国民公園協会の資金から捻出して頂いております。ただし、駐車場の部分は、現状はその国有財産使用料を徴収していない契約であり、駐車場の運営のみを行っているところですので、実際にはそこまで大きな赤字という打撃を受けていない状況でございます。

ただし、市場化テストに移行した場合には、こちらに記載しております国有財産使用料を徴収することになりますので、大きな赤字が生じることになるということで、この表を取りまとめております。

○梅木副主査 分かりました。現状は駐車場のところの使用料は徴収しない契約であるけれども、市場化テストに移行した場合には費用が発生するので、見込みでの赤字となりそのような数字を御提供いただいているということですね。

○佐藤庶務科長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○梅木副主査 分かりました。その場合に、現行の契約者である、こちらの国民公園協会と随意契約を予定しているということですが、改善の見込みがない場合にはこちらにも契約を継続していただくことが難しくなる場合も、もしかしたらあり得るのではないかと思います、その辺りはいかがですか。

○佐藤庶務科長 今御懸念いただいた部分につきましては、今は維持管理業務のほかに、

その駐車場の業務、飲食の業務と、この3つの柱に分かれておりまして、先ほど中村から御説明させていただいた部分は、維持管理業務についての御説明となります。駐車場業務と飲食業務につきましては、また別途契約を行っております、そちらのほうは現状の契約を継続する形になろうかと思っておりますので、このコロナ禍の状況が続く場合、その国有財産使用料を、駐車場については徴収しない形の契約を継続することになろうかと考えております。

○梅木副主査 分かりました。契約の相手は同じであるが、契約の内容は分かれていて、駐車場の使用料は徴収しないことを考えている、そういう理解でよろしいですか。

○佐藤庶務科長 お問合せの内容が聞き取れなかったのですが、もう一度お願いできますでしょうか。

○梅木副主査 3本柱が事業にありますということで、維持管理事業とは別に、このレストランと駐車場については国民公園協会とは別の契約者と事業をする予定ですか。あるいは同じ相手ですか。

○佐藤庶務科長 同じ相手である国民公園協会と契約を行っていくこととなります。ただ、維持管理業務につきましては随意契約、駐車場業務については、随分と前から駐車場の契約のみで単体で契約を継続しておりますので、そちらの契約を継続する形、飲食につきましては、もともと公募で募集した飲食店の運営事業者として国民公園協会がおりますので、その飲食の契約を継続という形で、3本の契約を令和4年度については継続する予定となっております。

○梅木副主査 分かりました。その際に駐車場については使用料を徴収しない契約を継続する、そういうお考えだということですね。

○佐藤庶務科長 はい。そのとおりでございます。

○梅木副主査 分かりました。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 1点確認ですが、この市場化テストの開始を、状況を鑑みて1年延期されるということですが、もともと令和4年から令和7年の事業実施を想定されていたと思いますが、これは令和5年から開始する場合も入札をかける。実施期間というのは引き続き3年間であって、1年延期されたことによって、今度実施期間が2年になる想定ではないという理解でよろしいでしょうか。

○中村所長 3年と考えております。

○宮崎専門委員 承知いたしました。やはり期間が3年程度あれば、ノウハウもたまって、

採算も考えて、ある程度いろんな事業者が手を挙げやすいと思いますが、短過ぎるとなかなか参加者が増えないのではないかという懸念がございましたので、その点の確認をしたという趣旨です。承知いたしました。

○中村所長 御助言ありがとうございます。

○関野主査 先ほどの梅木先生の質問と同じなのですが、国民公園協会と維持管理業務を随契しますというのは分かるのですが、それでも令和3年となったら、維持管理業務が赤字になるということはないのですか。

○佐藤庶務科長 御質問の部分としましては、維持管理業務の契約の部分ということでよろしいでしょうか。

○関野主査 はい。

○佐藤庶務科長 そちらにつきましては、環境省の委託業務として発注をしております、必要な経費につきましては予算措置を受けて契約を締結することになりますので、赤字になるということは想定されておりません。

○関野主査 つまり3本の契約があって、レストランと駐車場と維持管理で、維持管理は総原価といいますか、原価の部分だけの契約であり、国民公園協会のもうけとしては、レストランと駐車場しかないということよろしいですか。

○佐藤庶務科長 そうですね。現状はそうなります。

○関野主査 1年後か2年後か分からないのですが、これから公募した場合にも、やっぱりそのレストランと駐車場で、その運営の仕方によっては業者がもうかるかもしれませんというお話だということですよ。

○佐藤庶務科長 おっしゃるとおりです。

○関野主査 分かりました。

考え方として、ここで1年間と言って良いのですか。もしかしたら第6波、第7波が来た場合に、2年間とか1年半とかと、そういうことは考えられないのですか。1年間と言い切ってよろしいですか。

○中村所長 その点につきましては、今の時点では判断できないので、最低の年として1年間。基本方針も毎年閣議決定されているということなので、今回は1年というお願いをしますが、この先、今委員がお話しになりました第6波、第7波というのはちょっと想定できないので、そのときの状況は、また変更があれば御相談できればと思っております。

○関野主査 表現として、少なくとも1年間とか、そういう表現はしないほうが良いので

すか。

○中村所長 ありがとうございます。表現につきましては、事務局とも調整の上、適切な表現に変えさせていただければと思います。

○関野主査 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局からですが、先ほど関野主査のほうから御指摘いただきました点、2ページ目の4、市場化テストの適正な開始時期についてのところ、下から3行目、「開始時期を1年間延期することが適当と思料するもの」とありますが、「1年間」というところを、「少なくとも1年間」という案を出していただきましたが、こちらの書きぶりを御相談して、修正を検討させていただきたいと思います。

○関野主査 お願いします。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、今お話のあった表現を御検討いただきまして、事務局を通しまして、各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○佐藤庶務科長 ありがとうございました。

○中村所長 ありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —